



保安の心得

LPガス



～このパンフレットは高圧ガス保安法にもとづき、お届けするものです。～

■店名

■住所

■電話

■緊急時の連絡先

広島県尾道市向島町2038-1
青木プロパン株式会社
電話(0848)44-0011(代表)

社団法人 広島県LPガス協会

LPガス（液化石油ガス）を使用する施設の 管理責任者へのお願い。



- 従業員の皆さまに高圧ガス保安法を遵守するよう指導するとともに、このリーフレットに記載された周知事項を徹底し、安全にLPガスをご使用されるようお願いいたします。
- いつでも、保安についてLPガス販売事業者と連絡を取れるように窓口となる担当者を選任してください。
- 消費設備の新設または変更の工事を行う場合は、事前に必ずLPガス販売事業者にご連絡ください。
- LPガスおよび消費設備、器具の取扱いについては、取扱説明書や警告表示などを十分にご確認の上、正しくご使用ください。

LPガスの消費設備の使用上（作業時）の注意

- 使用開始時、操業中、終了時など（1日3回以上）消費設備からのガスもれおよび調整器・配管・ゴム管のキズ、ひび割れ、腐食などの点検を行い、異常がある場合には速やかに修理または交換をしてください。
- 調整器・ゴム管類は定期的に交換してください。
- 使用後の容器のバルブには、損傷を防ぐためキャップをしてください。
- 消費設備を使用する場合には、次のことにご注意ください。

1. 燃焼器、溶接、溶断、加熱の作業をする場所の周囲5メートル以内には、引火性、発火性のあるものを置かないでください。
2. 燃焼器を屋内に設置する場合は、適切な給排気設備を設置し、一酸化炭素中毒・酸欠事故を未然に防止してください。
3. ガスもれした場合の滞留防止措置（例えば、通気口を設けるなど）を講じてください。

- ベーパーライザーを使用している場合の維持管理は、取扱説明書により実施してください。

※定期検査などを実施する時は、LPガス販売事業者にご連絡ください。



・・・LPガスの性質・・・

1 空気よりも重い

LPガスは、プロパン・ブタン・プロピレンを主成分とした混合ガスで、空気よりも重く、もれると低いところや物かげにたまる性質があります。

2 ニオイをつけてある

LPガスそのものは無色無臭ですが、もれたときに分かるようにタマネギが腐ったようなニオイをつけてあります。ただし、「工業用無色無臭」の表示があるものはニオイはつけていません。

3 燃焼にはたくさんの空気が必要

LPガスが燃焼するためにはたくさんの空気（酸素）が必要です。室内でガスを使用するときは、十分に換気をしてください。

4 液化した状態で容器（ボンベ）に入っている

LPガスは圧力をかけて液化した状態でLPガス容器（ボンベまたはタンク）に入っています。

5 クリーンなガス

LPガスは、環境負荷が相対的に小さく、クリーンなエネルギーであると位置づけられています。

溶接・溶断または加熱用燃料として LPガスをご使用の皆さまへ



着火・消火は必ず目で確認を!

- 自動着火装置のある自動切断器などについては、その取扱説明書に従って操作してください。
- 作業に当たっては、保護手袋、遮光眼鏡など保護具を着用してください。
- トーチ、バーナーおよび口火は、LPガスに適合しているものを使用してください。
- トーチなどに点火するときは、最初は酸素を出さず、LPガスを先に出し点火器で着火後、酸素を徐々に出して火炎を調節してください。消火するときは酸素を先に閉めたあと、LPガスを閉止してください。
- 着火後のバーナーの火炎が安定したことを目視で確認してください。また使用中は火炎が適切に保たれているよう注意してください。
- 作業を行う周辺は整理整頓し、換気にも十分注意してください。
- 屋外で作業をする場合は、強風による立ち消えないような措置を講じてください。
- フレームロッド、圧力センサー、遮断弁などの燃焼安全装置は正常に作動することを確認してください。
- バイパス弁を開けたままの燃焼などは行わないでください。
- バーナーの使用を終了したら、ガス栓、器具栓、容器バルブを必ず閉めてください。
- 器具などの清掃は、専用器具を用いて行ってください。
- 酸素を併用する場合は、一般高圧ガス関係の周知事項を確認してください。



着火の前にプレパージを行うこと!

- 燃焼器は、LPガスに適合しているものを使用してください。
- 燃焼器に着火するときは、その取扱説明書の着火手順に従って操作してください。特に密閉型強制燃焼方式では、所定の空気量でプレパージ(事前の残ガス排除)を行ってから点火してください。再点火の場合も同様の手順により行ってください。
- 着火後は、バーナーの火炎が安定したことを目で確認してください。
- 燃焼中の圧力センサー、遮断弁などの燃焼安全装置は、正しく使用してください。また、バイパス弁を開けたままの燃焼などは行わないでください。
- 燃焼器の使用を終了したら、ガス栓、器具栓はしっかりと閉めてください。
- 燃焼器を清掃する場合は、取扱説明書に従い行ってください。また、バーナー等の清掃は専用器具を用いて行ってください。



災害時の処理はあわてず迅速に!



ガスもれを感知したとき。 LPガス用ガスもれ警報器が鳴ったとき。

- 1.直ちにLPガスの供給を遮断し、すべての火気の使用を中止し、ガス栓、器具栓および容器バルブを閉めてください。
- 2.扉や窓を十分に開け、風通しを良くしてください。
- 3.LPガス販売事業者に連絡してください。

LPガス販売事業者に
すぐ連絡!



火災発生するとき。

LPガスの供給を遮断し、初期消火に努めるとともに消防署などに急報してください。

万一のときのために、緊急時の連絡先(LPガス販売事業者の電話番号など)を見やすい箇所へ明示しておいてください。



LPガス用ガスもれ警報器と 消火器について

LPガス用ガスもれ警報器と消火器は、適正な位置に適正な性能を有するものを設置することが、高圧ガス保安法により義務づけられています。詳しくは、LPガス販売事業者にご相談ください。

LPガス容器などによる貯蔵の注意

■ LPガスの貯蔵については、次の事項にご注意ください。

1. 容器などは、直射日光を避け、容器内の温度が上昇しないよう対策を講じてください。
2. 容器などは転倒・転落を防止する措置を講じ、風通しの良い場所に置いてください。
3. 容器などは湿気・水滴などによる腐食を防止する措置を講じてください。
4. 容器置場から2m以内では、火気を使用しないでください。
5. 容器の取扱いおよび運搬は、慎重に行ってください。
6. 容器などは所定の場所に保管し、車両の荷台などでの保管はしないでください。
7. 貯蔵量300kg以上の場合は、所轄の消防署などに届け出てください。

■ バルク容器を設置してLPガスを使用する場合は、「LPガスバルク供給基準」によるか、又は、LPガス販売事業者とご相談の上、管理してください。

■ LPガスが残っている容器を廃棄すると、高圧ガス保安法により罰せられます。使用済みの容器は速やかにLPガス販売事業者に返却してください。

■ LPガス販売事業者の連絡先が不明のときは、都道府県高圧ガス担当課または都道府県LPガス協会へお問い合わせください。

